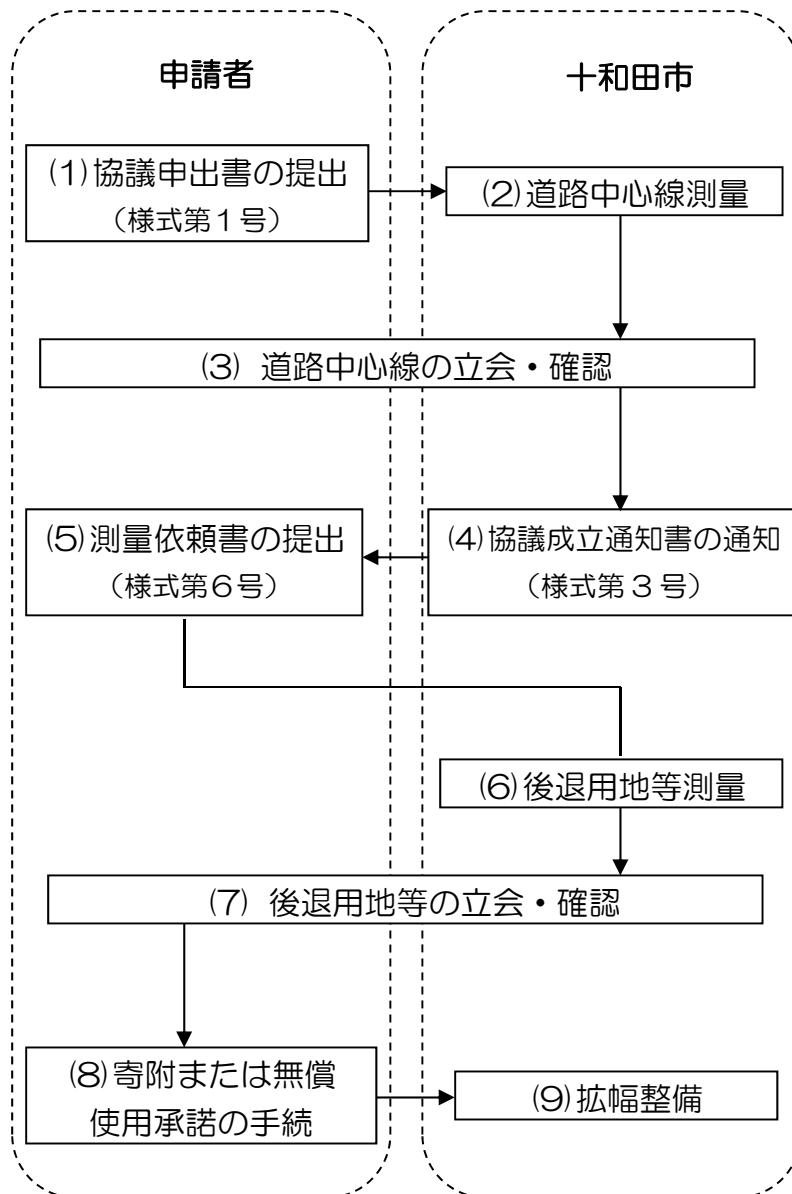


# 「十和田市協働による狭あい道路の拡幅整備の推進に関する条例」の流れ

## (市道・法定外道路)



(1) 後退用地等の拡幅整備を行う場合は、市へ協議申出書を提出して下さい。県または指定確認検査機関への建築確認申請を伴う場合は、申請の30日前までに市へ協議申出書を提出して下さい。

(2),(3) 道路中心線を確認するために、市が測量を行います。市・申請者・隣接関係者で現地立会を行います。

(4) 測量結果を受け、協議成立通知書を通知いたします。

(5) 後退用地等の寄附又は無償使用承諾を申し出る場合は、市に測量依頼書を提出してください。

(6),(7) 寄附又は無償使用承諾のために必要な測量を市が行います。市・申請者・隣接関係者で現地立会を行います。

(8) 後退用地等を寄附する場合は、寄附採納願(様式第9号)を市へ提出して下さい。無償使用承諾の場合は、無償使用承諾書(様式第10号)を提出して下さい。

(9) 後退用地等の拡幅整備を行います。